

新型コロナウイルスワクチン 《対象：65歳以上》 令和5年度『春開始接種』のご案内（無料）

※64歳以下で基礎疾患等がある方や医療従事者の方などは裏面をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンの接種を希望される方は、下記の専用ダイヤルからご予約ください。

《今回の対象者等》

- 対象者：65歳以上で接種を希望される方
- 要件：初回（1、2回目）接種を終えていて最後に接種してから3か月以上経過していること
- ワクチン：ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチン
- 接種会場：新冠町保健センター

予約の留意事項等

- ★まだ、オミクロン株対応2価ワクチンを1度も接種していない方は、前回配布の接種券をご利用ください。
- ★接種券を紛失された方や前回接種が町外の方は、接種券が送付されない場合がありますので、役場保健福祉課までご相談ください。（TEL 47-2113）

- 接種日時 ※開始時間以降、30分間隔で受け付けします。
5 / 25（木） 10:00～11:30
5 / 26（金） 16:00～18:00
5 / 27（土） 9:00～11:30、14:00～16:00
5 / 29（月） 9:30～11:30、14:00～16:00

※上記以降の日程は、改めてお知らせします。

【予約受付開始】※個人毎の最終接種日により、予約開始日が異なります。
個別にご案内する文書をご確認ください。

新冠町新型コロナウイルスワクチン接種予約専用ダイヤル

TEL：47-2270

（平日9時00分～17時00分）

※今回の接種対象にならない方は、令和5年9月以降に接種が可能となる予定です。詳細が決まりましたらご案内致します。

新型コロナウイルスワクチン接種のご案内(無料)

《対象：64歳以下の基礎疾患のある方や医療従事者等》

※11歳以下のお子さんの接種については、随時、ご相談を受付けていますので、役場保健福祉課（TEL 47-2113）までお問い合わせください。

基礎疾患等のある方の予約受付開始日

5月17日(水) 午前9時00分～

※以降は、平日9時00分～17時00分で受付けています。

●対象者 12～64歳以下で基礎疾患等があり接種を希望される方
※基礎疾患等の範囲は、下記を参照ください。

●接種までの流れ

- (1) 表面に記載の専用ダイヤルからご予約いただき、基礎疾患等があることをお伝えください。※前回登録した方も、必ず予約が必要です。
- (2) 要件を確認後、準備が整いましたら接種券等を郵送します。
※発送から到着まで数日掛かりますので、考慮した日程で予約願います。

●予約電話、接種日時等 表面をご確認ください。

《基礎疾患等を有する方の範囲》

以下の病気や状態の方で、通院している方等

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している。精神障害者保健福祉手帳を所持している。又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- ⑮基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

医療機関等に従事している方の予約受付

随時、役場保健福祉課(TEL 47-2113)
にてご相談を受付けています。

●対象者 64歳以下で医療機関等に従事し、接種を希望される方
※医療機関や高齢者施設等の範囲は、下記を参照ください。

●接種までの流れ

- (1) 役場保健福祉課にお電話いただき、勤務先と接種希望日をお伝えください。
- (2) 要件を確認後、準備が整いましたら接種券等を郵送します。
※発送から到着まで数日掛かりますので、考慮した日程で予約願います。

●接種場所、接種日時等 表面をご確認ください。

★注意事項

- ・職場が代行して既に申込みをしている場合があります。各職場によって対応が異なるため、事前に職場とご相談してから手続きを進めてください。
- ・接種券は窓口交付のほか、自宅や職場への郵送も対応しますので、申し込み時にご希望の受取り方法をお伝えください。

《医療従事者や高齢者施設等の従事者については以下を参照ください。》

～医療従事者等の範囲～

新型コロナウイルス感染症患者に頻りに接する機会のある医師や看護師、薬剤師、救急隊員、その他職員

～高齢者施設等の範囲～

介護保険施設、居住系介護サービス、老人福祉法による施設、高齢者住まい法による住宅、生活保護法による保護施設、障害者総合支援法による障害支援施設等、その他の社会福祉法による施設

上記以外にも該当する場合がありますので、不明な場合は下記までご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 TEL 47-2113